

広報かどま令和5（2023）年5月号

「老人ホーム入居権」の話には注意しましょう

大手建設会社Aから『老人介護施設の入居権を譲ってもらえないか』と電話があり承諾した。「あなたの名義で別の人が入居できることになり、入居権を管理する業者Bから確認の電話がある」と言われ、後日Bから「金融庁の調査が入る。名義人からの振り込みと証明するために、1000万円振り込んでほしい」と言われたが断った。『摘発を防ぐため少しでも協力してもらえないか』と何度も言われた。摘発されることはあるのか。

「入居権を譲って」『名義を貸して』と持ち掛けてくるのは詐欺です。やりとりしてしまっても、絶対にお金を払ったり振り込んだりしないでください。少しでも疑問や不安を感じた時はすぐに相談してください。

問合先

窓門真市消費生活センター

06-6902-7249